Ⅰ　令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜における追検査の対象者及び申出書類について

別紙

１　対象者

　　令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜における追検査の対象者は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜又は一般選抜に出願した志願者のうち、次の(1)から(6)のいずれかに該当する者とする。ただし、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜又は日本語指導が必要な生徒選抜に出願した志願者のうち一般選抜に出願した者は、特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜又は日本語指導が必要な生徒選抜に係る追検査を受験することはできない。

(1) 学力検査等当日（二日にわたり学力検査等を実施する選抜にあっては、いずれか一日でも該当する場合を含む。以下同じ。）に出席停止の扱いが定められている感染症（学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く。）に罹患しており、当日すべての検査を受験しなかった者（新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、学力検査等当日まで療養期間中にある者を含む。）

(2) 保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定され、学力検査等当日すべての検査を受験しなかった者

(3) 学力検査等当日に発熱等の風邪の症状があり、当日すべての検査を受験しなかった者

(4) 学力検査等当日に新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者であることが判明し、検査を中断せざるを得なかった者

(5) 無症状の濃厚接触者として受験が認められた者で、学力検査等の実施中に発熱等の風邪の症状が確認され、検査を中断せざるを得なかった者

(6) 外国から帰国又は入国した者で、学力検査等当日に検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

２　申出書類

「１　対象者」の(1)から(6)に該当する者が追検査の受験を申し出る場合は、別添の「（様式104）追検査申出書」を提出する。

Ⅱ　令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜における大阪府立高等学校の追検査申出場所及び申出方法等について

１　大阪府立高等学校の追検査の申出場所等

　　令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項において「大阪府教育委員会が別に定める場所」としていた大阪府立高等学校の申出場所並びに追学力検査及び追小論文実施場所について、次のとおりとする。

(1) 申出場所

大阪市立都島区民センター　ホール

(2) 追学力検査及び追小論文実施場所

　　　大阪府立大手前高等学校

２　大阪府立高等学校の追検査の申出方法等

　　大阪府立高等学校の追検査に申し出る場合は、別添のマニュアル「電子申請フォームを用いた追検査の申請について」に従って令和５年３月13日（月）午後８時までに大阪府教育庁へ追検査に係る電子申請を行うとともに、令和５年３月13日（月）午後１時から午後５時までに追検査申出書を１(1)の申出場所に持参により提出する。

　　なお、堺市立堺高等学校、東大阪市日新高等学校及び岸和田市立産業高等学校の追検査に申し出る場合は、令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項に示す申出場所に、令和５年３月13日（月）午後１時から午後５時までに追検査申出書を持参により提出すること。